東京工科大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針 2020年7月1日以降

【方 針】本指針は、全ての教職員と学生の健康、安全を守ることを目的とし、本学園の活動制限をレベルで可視化することにより、適切な意識と行動を促すため、策定するものである。 【留意点】全学共通とするが、感染状況やキャンパス事情に応じて、必要がある場合キャンパスごとに判断し、判断に迷った場合は、方針に立ち返る。

| レベル | | 授業(講義・演習・実習) | 教育·研究活動(研究指導等) | 学会·学外活動 | 事務窓口 | 入学試験 |
|----------------|------|---|---|--|--|--|
| レベル0 (ブルー) | 通常 | ・感染発生情報に留意する。 ・授業については通常通りとする。 | ・感染発生情報に留意する。 ・教育・研究活動については通常通りとする。 | ・通常通りとする。 | ・通常通りとする。 | ・通常通り実施する。 |
| レベル1 (グリーン) | 制限一小 | ・感染防止対策を行ったうえで対面授業の実施は可能とする。 ・遠隔授業に切り替えられる授業は遠隔授業への切り替えを推奨する。 ・蒲田キャンパスは授業時間前後のエレベータ移動による「3密」が生まれやすいという問題が懸念される。それを回避するため、授業時間の短縮などを検討する。 ・医療保健学部の臨地・臨床実習の実施は安全管理に十分配慮し、実習施設との協議を行った上で、学科が判断する。 | ・感染防止対策を取った上で、研究室等での教育・研究活動の実施を可とする。 ・オンラインでの教育・研究活動への切り替えを推奨する。 ・医療保健学部の国家試験対策のための指導は、学科ごとに実施教室のフロアー・時間が重複しない環境下で進める。 | ・感染防止に最大限配慮し、学会・ 学外活動は可能とする。ただし、 海外出張を伴う活動は外務省からの情報や渡航先の状況を十分 に確認うえ判断とする。 | ・感染拡大防止に留意して、窓口 業務を実施とする。事務窓口の 電話対応及び開室時間は設置校 毎に状況に応じて設定する。 ・メールまたは電話での問い合わ せを活用する。 | ・換気・消毒、マスクの着用、座席 間隔などの感染防止対策を行っ た上で実施する。 |
| レベル2 (イエロー) | 制限一中 | ・原則対面授業は禁止とし、遠隔授業とする。ただし、実験等遠隔授業では実施できない科目のみ最大限の感染防止対策を行ったうえで、対面授業を可能とする。 ・医療保健学部の臨地・臨床実習の実施は安全管理に十分配慮し、実習施設との協議を行った上で、学科が判断する。 | ・教員は、感染防止に最大限配慮し、オンラインを利用した在宅による教育研究活動とオンラインによるオフィスアワーの設定を推進する。 ・指導教員は、学位論文に係わる研究指導及び学生等とのミーティングのオンラインでの実施を推進する。 ・大学院生、卒業研究・卒業課題生、研究生(以下「学生等」)は、指導教員の指示の下で研究室の滞在時間を減らし「3密」とならない環境下で研究活動が可能とする。・医療保健学部の国家試験対策のための指導は、学内での指導時間をできるだけ短くし、オンラインでの実施を推進する。 | るが、移動時及び活動場所で感染防止対策を最大限にとれる場合又はとっている場合は活動可能とする。 | ・感染防止に最大限留意して、事 務窓口時間を短縮する。 ・問い合わせはメールを活用す る。 | ・換気・消毒、マスクの着用、座席 間隔などの感染防止対策を行っ た上で実施する。 |
| レベル3 (オレンジ) | 制限一大 | ・対面授業は禁止とする。 ・遠隔授業のみ実施する。 ・医療保健学部の臨地・臨床実習の実施は実習施設との協議 を十分に行い、できるだけ見合わせる。 | ・教員の教育研究活動は原則在宅により実施とする。ただし、生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のための一時的な入室は可能とする(要入構の届出)。・学生等の研究指導及びミーティング(医療保健学部の国家試験対策のための指導含む)は、原則オンラインで実施とする。ただし、指導教員の判断により学生等の研究室への立ち入り及び短時間の研究活動を認める。なお、指導教員の立ち会いは必須とする。 | ・学会・学外活動は原則自粛とする。ただし、在宅で可能な活動は除く。 | ・感染防止に最大限留意して、事 務窓口時間を短縮する。 ・問い合わせはメールを活用す る。 | 【年内入試】 オンライン面接、課題提出等により実施する。 【年明入試】 共通テストの成績や課題提出により判定する。 |
| レベル4 (レッド) | 原則停止 | ・遠隔授業のみとする。 ・医療保健学部の臨地・臨床実習の実施は原則中止とする。 | ・教員の教育研究活動は原則在宅により実施。ただし、生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のための一時的な入室は可能とする(要入構の承認)。・学生等の研究指導、ミーティング等・学生等の研究指導及びミーティング(医療保健学部の国家試験対策のための指導含む)は、はオンラインでのみ可能とする。 | ただし、在宅で可能な活動は除 | ・事務窓口は閉室とする。 ・問い合わせは原則メール対応と する。 | ・入試日程を変更する。 |

東京工科大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針 2020年7月1日以降

【方 針】本指針は、全ての教職員と学生の健康、安全を守ることを目的とし、本学園の活動制限をレベルで可視化することにより、適切な意識と行動を促すため、策定するものである。 【留意点】全学共通とするが、感染状況やキャンパス事情に応じて、必要がある場合キャンパスごとに判断し、判断に迷った場合は、方針に立ち返る。

| レベル | | 学生の課外活動 | 学生寮 | 学生の入構 | 学外者の入構 | 厚生施設 | スクールバス (八王子キャンパス) | 施設貸出 |
|----------------|------|--|---|--|---|--|---|---------------------------------------|
| レベル0 (ブルー) | 通常 | ・通常通りとする。 | ・通常通りとする。 | ・通常通りとする。 | ・通常通りとする。 | ・通常通り営業する。 | ・通常通り運行する。 | ・通常通り貸し出しする。 |
| レベル1 (グリーン) | 制限一小 | ・感染防止対策を最大限取った上で、活動を許可する。 ・学外での活動は、原則中止又は延期とする。 ・学外からの指導者やOBの参加は禁止とする。 | ・感染拡大防止対策を行った 上で、入寮可とする。 ・長期にわたる宿泊をともな う外出は、原則不可とする。 | ・感染防止対策を取ったうえで、入構を認める。 | ・感染拡大防止対策を行った上で、入構を認める。 | ・感染拡大防止対策を行った上で、学生の登校状況により営業とする。 | ・感染拡大防止対策を行った 上で、八王子みなみ野駅行き 及び八王子駅行きを運行す る。 | ・原則、外部貸出不可とする。・人数を制限して学内者への貸出を許可とする。 |
| レベル2 (イエロー) | 制限一中 | ・学内外を問わず、原則、活動禁止とする。 ・感染防止対策を最大限に取った上で、一部の活動のみを限定的に許可とする。 ・学外での活動や、学園行事のイベント等は、原則禁止または延期とする。 | とする。 ・宿泊をともなう外出は、帰 | ・感染防止対策を取ったうえで、入構を認める。ただし、必要最低限な滞在時間とする。 | ・原則入構自粛とする。ただし、 事業継続のために必要な場合 は除く。 ・入構する場合は、事前に許可 を必要とする。 | ・感染拡大防止対策を行った 上で、学生の登校状況により 一部営業とする。 | ・感染拡大防止対策を行った 上で、八王子みなみ野駅行き のみ運行とする(大学又は専 門学校のみの場合は、八王子 駅行きも運行することができ る)。 ・学生の通学手段として、八王 子みなみ野駅からの徒歩通学 を推奨する。 | ・原則、外部貸出不可とする。 ・人数を制限して学内者への貸出を許可とする。 |
| レベル3 (オレンジ) | 制限一大 | ・学内外を問わず全ての活動禁止とする。 | ・原則入寮不可とする。 ・帰省を含め、宿泊を伴う外出 不可とする。 ・帰省先にいる場合、できるだけその場に留まることとする。 ・生活に必要な外出のみ、外 出記録に記入の上可とする。 | 用可とする。 ・八王子キャンパスは正門開門 | ・原則入構禁止とする。ただし、 事業継続のために必要な場合 は除く。 ・入構する場合は、事前に許可 を必要とする。 | ・休業とする。 | ・感染拡大対策を行った上で、 八王子みなみ野駅行きのみ運 行とする。 ・学生の通学手段として、八王 子みなみ野駅からの徒歩通学 を推奨する。 | ・貸出不可とする。 |
| レベル4 (レッド) | 原則停止 | ・学内外を問わず全ての活動 禁止とする。 | ・入寮不可とする。 ・帰省先からの帰寮不可とする。 ・生活に必要な外出のみ、外出記録に記入の上可とする。 | ・原則入構禁止とする。 ・止むを得ず入構する必要がある場合は、事前に許可を必要とする。 ・八王子キャンパスは正門開門時間を縮小、西門閉門とする。 | ・入構禁止とする。 | ・休業とする。 | ・運休とする。 | ・貸出不可とする。 |